

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：教育費 項：教育総務費 目：教育指導費

事業名 スクールソーシャルワーカー活用事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

教育委員会 学校安全課 教育相談係 電話番号：058-271-3328 (直通)

E-mail：c17770@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 17,604 千円 (前年度予算額：15,281 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	15,281	5,093	0	0	0	0	0	0	10,188
要求額	17,604	5,867	0	0	0	0	0	0	11,737
決定額	17,604	5,867	0	0	0	0	0	0	11,737

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・学校教育法施行規則の一部改正により、学校における児童の福祉に関する支援に従事する者としてスクールソーシャルワーカー (以下 S S W) が位置付けられた。
- ・不登校、いじめや暴力行為等問題行動、貧困等の課題の対応には、児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりすることのできる専門性の高い S S W による支援が不可欠である。
- ・岐阜・西濃地区の学校をはじめ、県内で児童生徒による暴力行為が突発的に発生しており、学校職員だけでは対応しきれない学校が増えている。

(2) 事業内容

- ・県内 6 教育事務所及び学校安全課に S S W を配置し、全小中義務教育学校、公立高等学校、特別支援学校の要請に応じて派遣する。
- ・暴力行為等問題行動の対応、未然防止のために、教育現場での豊かな経験を生かし寄り添った支援ができる暴力行為等防止支援員を拡充する。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・ 県 2 / 3、国 1 / 3 (補助『いじめ対策等総合推進事業』)
- ・ いじめ等の問題行動や不登校への対応と教育相談体制の充実は県の役割であるため、県負担が妥当

(4) 類似事業の有無

- ・ 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報酬	14,172	スクールソーシャルワーカー 報酬 スーパーバイザー 報酬 暴力支援員 報酬
共済費	53	労災保険代
地域手当	364	地域手当
報償費	36	研修会講師 謝礼
旅費	2,979	スクールソーシャルワーカー 旅費 スーパーバイザー 旅費 研修会講師 旅費 暴力支援員 旅費
合計	17,604	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・ 第3次岐阜県教育ビジョン
基本方針2 多様な学びを支援する教育体制の充実
(10) いじめ等の未然防止と早期発見・早期対応の徹底

(2) 国・他県の状況

- ・ 文部科学省「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業（補助率 1 / 3）」

事業評価調査書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/>	新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/>	継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 実情に応じて、スクールソーシャルワーカーを各教育事務所に配置し、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等のネットワーク構築、連携・調整、校内体制づくりなどにより自立支援に向けた支援を行うことで、学校内外における指導・相談を受けない不登校児童生徒数等を減らします。

（目標の達成度を示す指標と実績） ※国公立小中高

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
いじめの認知件数	—	小 3,083	小 5,679	小 7.178	小学校 0	—
		中 1,300	中 1,936	中 2,552	中学校 0	
		高 400	高 508	高 554	高等学校 0	
		(H29)	(H30)	(R1)	(R5)	
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

--

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 県内6地区の教育事務所にスクールソーシャルワーカーを、また学校安全課に暴力行為等未然防止支援員を配置し、小中学校や義務教育学校、高等学校特別支援学校の要請を受けて派遣しました。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 スクールソーシャルワーカー等の職務内容への理解が広まりました。スクールソーシャルワーカーの資質向上と活用拡大を一層進めることができるように、より効果的な研修方法や配置方法を検討していきます。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	いじめ等の問題や不登校、貧困状況の複雑化・深刻化などにより、学校だけでは解消が困難な事案に対して、各関係機関との連携を図り、より効果的に対応ができるよう専門的な見地からの助言を受けることが各学校から求められています。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	スクールソーシャルワーカーや暴力行為未然防止支援員の派遣が、問題を抱える児童生徒の環境改善に効果があったとする事例が多く報告されています。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価) ○	学校や市町村教育委員会との連携を緊密にし、計画的・効果的な派遣を実施しております。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>人員及び質の高い人材を確保し、全中学校区および、高等学校、特別支援学校へ配置の拡充が必要であるとともに、事業周知を図りより一層活用が増えるよう努める必要があります。加えてスクールソーシャルワーカーに対する研修を通じて質の向上を図ることでより充実させる必要があります。</p>
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>会計年度任用制度の導入にともないスクールソーシャルワーカーを広く公募し、人材確保及び質の向上に努め、各校、各地区のチーム力を強化することで、計画的、持続的に問題を抱える児童生徒の環境改善により一層努めていきます。</p>
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	